

答 申 第 109 号
平成 30 年 11 月 1 日

財 務 大 臣
麻 生 太 郎 殿

関 税 等 不 服 審 査 会
会 長 中 里 実

答 申 書

平成 30 年 8 月 27 日付財関第 1203 号をもって諮問のあった関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 69 条の 12 第 5 項の規定に基づく商標権侵害物品該当認定通知に対する審査請求につき、当審査会の意見を次のとおり答申する。

なお、以下において使用する用語の意義は、下記のとおりである。

記

本件処分 A 税関 B 出張所長が行った法第 69 条の 12 第 5 項の規定に基づく商標権侵害物品該当認定通知

意 見

本件処分の取消しを求める審査請求については、これを棄却することが相当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件処分に至る経緯

- (1) 審査請求人が、平成28年12月1日にA税関B出張所長（以下「B出張所長」という。）に対して行った輸入申告（以下「本件申告」という。）に係る貨物について、同月2日、A税関B出張所の職員が検査を実施したところ、申告された貨物84点（以下「本件貨物」という。）は、商標権者C（以下「本件権利者」という。）から、法第69条の13第1項の規定に基づき、D税関長に対して行われ受理された、商標法（昭和34年法律第127号）第18条に基づき設定された商標権（商標登録第〇〇〇号。以下「本件商標権」といい、本件商標権に係る商標を「本件商標」という。）を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合は当該貨物について、同税関長又は他の税関長が認定手続を執るべきことの申立て（以下「本件申立て」という。）の対象貨物に該当すると思料されるものであることが確認された。
- (2) B出張所長は、本件貨物は輸入してはならない貨物として法第69条の11第1項第9号に掲げられた商標権を侵害する物品に該当するものと思料したことから、法第69条の12第1項の規定に基づき認定手続を執ることとし、審査請求人及び本件権利者に対し、同月9日にその旨通知した。
- なお、審査請求人に対しては、本件貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、同通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を提出するよう併せて通知した。
- (3) 審査請求人は、B出張所長に対し、同月15日付で争う旨の申出を行うとともに意見書及び証拠資料を提出した。
- これを受けB出張所長は、同月21日付で本件権利者に対して審査請求人から争う旨の申出があった旨及び本件貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて証拠を提出し意見を述べる旨通知するとともに、審査請求人に対しても改めて本件貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し意見を述べる旨通知した。
- (4) 審査請求人は、B出張所長に対し、本件貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて同月15日付、平成29年1月23日付、同年2月13日付及び同月27日付の各意見書及び証拠資料を提出し、本件権利者は、B出張所長に対し、本件貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて同年1月10日付、同年2月3日付、同月21日付の各意見書及び証拠資料を提出した。

2 本件処分について

B出張所長は、同年3月9日、当該認定手続の結果、本件貨物は、「権利者の

有する商標権に係る指定商品又はこれに類似する商品に、登録商標又はこれに類似する商標を付したものである。(中略) 当該貨物を権利者の許諾なく業として輸入する行為は商標権を侵害するものと認められる。」として、商標権を侵害する物品に該当すると認定し、審査請求人に対し本件処分を行った。

3 再調査の請求について

- (1) 審査請求人は、同年5月18日付で、A税関長に対し、本件処分の取消し及び本件貨物は商標権を侵害する物品に該当しないとの認定を求め、再調査の請求を提起した。
- (2) A税関長は、同年8月22日付で、上記再調査の請求について、「本件貨物は、本件商標の指定商品に類似する商品に、本件商標と同一又は類似する商標を付したものと認められ、本件貨物を権利者の許諾なく業として輸入する行為は、商標法第37条第1号に基づき、商標権を侵害するものとみなされ」ることから「本件貨物は関税法第69条の11第1項第9号所定の商標権を侵害する物品に該当すると認められる。」とし、棄却する決定を行った。

4 審査請求について

- (1) 審査請求人は、本件処分の取消し及び本件貨物は商標権を侵害する物品に該当しないとの認定を求め、同年9月19日付審査請求書(同年10月17日付で同人から審査請求書の修正版が提出された。以下「本件審査請求書」という。)を財務大臣に対して提出し、本件審査請求を提起した。
- (2) 同年10月20日、財務大臣は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下、「行審法」という。)第9条第1項の規定に基づき、財務省職員Eを、本件審査請求の審理手続を行う者である審理員に指名した。
- (3) 平成30年6月28日、審理員は行審法第42条第2項に基づき、審査庁がすべき裁決に関する意見書を提出した。

第2 審査請求人の主張

審査請求人は、本件審査請求書、平成29年12月4日付反論書及び平成30年1月29日付参加人意見書に対する反論書において、概要以下のとおり主張している。

1 判例の解釈について

- (1) A税関長は、本件貨物が本件商標の指定商品に類似するとの判断の根拠として、指定商品が類似のものであるかどうかは、「商品自体が取引上誤認混同の虞があるかどうかにより判定すべきものではなく、それらの商品が通常同一営業主により製造又は販売されている等の事情により、それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認される虞があると認められる関係にある場合には、たとえ、商品自体が互に誤

認混同を生ずる虞がないものであつても、それらの商標は商標法（大正一〇年法律九九号）二条九号にいう類似の商品の商品にあたると解するのが相当」（最判昭和36年6月27日民集第15巻6号1730頁。以下「昭和36年最判」という。）とする判例を挙げている。

(2) この判例は、ある特定の商品が、通常なら特定によく知られた営業主により製造又は販売されていると通常社会が認識しているような状況の場合において、「それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは」「同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認される虞があると認められる関係にある場合」に該当する、と述べているのである。

(3) 本件権利者は、本件商標の登録に当たり、指定商品を「F及びG等」としていた。

しかし、特許庁は、当該指定商品では自他商品識別機能を果たさないもの、すなわち、本件商標が付された商品が、本件権利者により製造又は販売されていると通常社会が認識しているような状況は存在しないと認定し、商標登録を拒否しているから、指定商品が「F」では、「それらの商品が通常同一営業主により製造又は販売されている等の事情」があるとはいえない、と判断したのである。

また、本件権利者も「F」では、「それらの商品が通常同一営業主により製造又は販売されている等の事情」があるとはいえないことを認めて、指定商品を「G」に変更した。

2 完成品に組み込まれた部品に付された商標について

(1) 総合的構造物である「F」と、その構成要素に過ぎない「G」とは厳密に峻別されるべきである。

少なくとも「部分は全体を兼ねない」と解すべきである。

(2) そうでなければ、全体部分を指定商品とする商標権を取得できなかった場合、その構成部分を指定商品として商標権を取得し、その部分の商標権に基づき、全体部分も阻止できるのであれば、全体部分を指定商品として商標権を取得できないという判断を潜脱してしまえるからである。

3 商標権の濫用について

(1) 本件権利者は、本件商標権の取得経緯から、本件商標権の効力は「G」のみに及び「F」には及ばないことを十分知悉しており、審査請求人及び審査請求人の関連会社以外にも、本件商標と類似する商標を付したと思われる商品を多数の者が取り扱っているにもかかわらず、業務妨害を意図し、審査請求人のみを対象とした本件申立ては、権利の濫用であり無効となり許されない。

(2) 本件権利者は、何ら競合関係にない、審査請求人及びその関連会社のみを目

標とするため、本件商標権を取得し、本件申立て等を行っている。

本件権利者の本件商標権の取得は、審査請求人の業務を妨害することを意図したものであり、その権利行使は権利の濫用であり、無効である。

第3 当審査会の判断

1 本件に係る法令等の規定等について

(1) 輸入してはならない貨物について

イ 商標権を侵害する物品は、法第69条の11第1項第9号の規定により、輸入してはならない貨物とされており、一定の貨物を輸入する行為が商標法にいう商標権を侵害する（侵害とみなす場合も含む）とされる場合、その輸入に係る貨物が商標権を侵害する物品であると解されている（玉井克哉「関税定率法による知的財産の保護」（斎藤博、牧野利秋 編「裁判実務大系第27巻 知的財産関係訴訟法」623頁））。

ロ 「商標」とは、商標法第2条第1項の規定において、標章（文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの）であって、「業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用するもの」（同項第1号）とされている。

また、標章の「使用」とは、同条第3項各号に列挙されている行為であり、商品又は商品の包装に標章を付したものを輸入することは、同項第2号の規定により「使用」に当たる。

ハ 同法第25条の規定により、商標権者は指定商品について登録商標を使用する権利を専有しているため、商標権者から許諾を受けずに指定商品について登録商標と同一の商標を使用することは、商標権の侵害となる。

また、同法第37条の各号において、商標権侵害とみなす行為が列挙されており、指定商品について登録商標に類似する商標を使用又は指定商品に類似する商品について登録商標若しくはこれに類似する商標を使用することは、同条第1号の規定により商標権を侵害する行為とみなされる。

ニ したがって、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が、正当な権原、理由なく、登録商標と同一又は類似の標章を付した指定商品又は指定商品に類似する商品を輸入する場合には、商標権を侵害する行為となる。

ホ 「業として」の意義については、一般に「一定の目的の下に継続・反復して行う行為として」（網野誠「商標」〔第6版〕145頁、小野昌延編「注解 商標法〔新版〕上巻」84頁）ないし「反復継続的意思をもってする経済行為として」（「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」（平成17年2月 特許庁）4頁及び5頁）と解されている。

そして、この「業として」輸入されるものに当たるか否かの判断に当たっては、社会通念に照らして、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があるとされている（関

税法基本通達（昭和 47 年蔵関第 100 号）69 の 11-6(1)の（注）参照。

(2) 輸入してはならない貨物の認定手続等について

イ 輸入差止申立て手続について

(イ) 商標権者は、法第 69 条の 13 第 1 項の規定に基づき、自己の商標権を侵害すると認める貨物に関し、いずれかの税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該税関長又は他の税関長が認定手続を執るべきことを申し立てることができる。

(ロ) 申立先の税関長は、同条第 3 項の規定に基づき、当該申立てをした者に対し、当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有する期間を、また、当該申立てを受理しなかったときはその旨及びその理由を当該申立てをした者に通知しなければならない。

ロ 認定手続について

(イ) 税関長（法第 107 条及び関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号。以下「関税令」という。）第 92 条の規定に基づき税関長の権限委任を受けた税関支署長、税関出張所長又は税関支署出張所長の場合を含む。以下同じ。）は、輸入されようとする貨物のうちに、法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号に掲げる商標権を侵害する物品に該当する貨物があると思料するときは、法第 69 条の 12 第 1 項の規定に基づき、当該貨物が商標権を侵害する物品に該当するか否かを認定するための手続を執らなければならない。

(ロ) この場合において、税関長は、当該貨物に係る商標権者及び当該貨物を輸入しようとする者（以下「当事者」という。）に対し、認定手続を執る旨等を通知しなければならない。

(ハ) 認定手続において、税関長は、関税令第 62 条の 16 第 1 項の規定に基づき、当事者に対し、認定手続が執られた貨物が商標権を侵害する物品に該当すること又は該当しないことについて、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

(ニ) 税関長は、提出された証拠その他認定手続において使用する証拠を、商標権を侵害する物品に該当するか否かの認定の基礎とする場合には、関税令第 62 条の 16 第 2 項の規定に基づき、当事者に対し、当該証拠について意見を述べる機会を与えなければならない。

(ホ) 税関長は、商標権を侵害する物品に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、法第 69 条の 12 第 5 項に基づき、当事者に対して、その旨及びその理由を通知しなければならない。

2 本件処分 of 適法性について

(1) 本件貨物に付された標章について

イ 本件商標は、商標法施行令（昭和 35 年政令第 19 号）第 2 条に定める商品の区分を同令別表の第○類とし、指定商品を G とするものである。

- ロ 本件貨物は、本件商標と同一又は類似の標章を付したものと認められるところ、この点について審理関係人の間に争いはない。
- (2) 本件貨物が商標権を侵害する物品に該当するかについて
- イ 判例（昭和 36 年最判）の解釈について
- (イ) 本件貨物が本件商標の指定商品に類似する商品であるか否かについて、審理関係人の間に争いがあるところ、審査請求人は、A 税関長及び本件権利者は、昭和 36 年最判について誤った解釈を行い本件貨物が本件商標の指定商品に類似することの根拠としていると主張する。
- (ロ) 当該最判は、商品が類似していると判断される場合として、「それらの商品が通常同一営業主により製造又は販売されている等の事情により、それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認される虞があると認められる関係にある場合」を挙げている。
- (ハ) 審査請求人の主張は、「それらの商品が通常同一営業主により製造又は販売されている等の事情」とは、ある特定の商品が、ある特定の営業主により製造又は販売されているということが、一般社会に認識されているという事情と解すべきである、というものと解される。
- (ニ) しかしながら、当該最判は商品の類似を判断するに当たり、「同一メーカーで清酒と焼酎との製造免許を受けているものが多いというのであるから、いま「橘焼酎」なる商標を使用して焼酎を製造する営業主がある場合に、他方で「橘正宗」なる商標を使用して清酒を製造する営業主があるときは、これらの商品は、いずれも、「橘」じるしの商標を使用して酒類を製造する同一営業主から出たものと一般世人に誤認させる虞があることは明らかであって、「橘焼酎」なる商標が著名のものであるかどうかは右の判断に影響を及ぼすものではない。それ故、「橘焼酎」と「橘正宗」とは類似の商標と認むべきであるのみならず、右両商標の指定商品もまた類似の商品と認むべきである」として、「同一メーカーで清酒と焼酎との製造免許を受けているものが多い」という一般の事情をもって、焼酎と清酒に要部を共通とする商標を使用した場合、「同一営業主から出たものと一般世人に誤認させる虞」があると判示しているのであるから、「それらの商品が通常同一営業主により製造又は販売されている等の事情」とは、商品の類否が問題となっている商品が、一般に同一の営業主により製造又は販売されている事情、と解すべきである。
- (ホ) 本件についていえば、G と F が同一の営業主により製造又は販売されているという事情が存在し、G と F に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認される虞があると認められる関係にある場合、これらの商品は類似の関係にあることとなる。
- A 税関長から提出された証拠によれば、一般に、G と F は同一の営業主

により販売されているものと認められ、また、GはFに取り付けられて使用されることに鑑みると、Fと密接な関連があり、需要者も共通すると考えられることから、GとFは、これらに同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認される虞があると認められる関係にあると考えられる。

したがって、本件権利者の有する商標権の指定商品であるGとFは類似する商品であると認められる。

ロ 完成品に組み込まれた部品に付された商標について

(イ) 審査請求人の主張は、部品を指定商品とする商標権の効力は、その部品が組み込まれた完成品には及ばないというものであると解される。

(ロ) しかしながら、商標法第37条第1号の規定により、指定商品に類似する商品についての登録商標又はこれに類似する商標の使用は商標権を侵害するものとみなされるのであるから、A税関長が主張するとおり、本件のように、指定商品が部品であったとしても、登録商標又はこれに類似する商標が使用された完成品が指定商品と類似の関係にあるならば、当該登録商標に係る商標権を侵害するとみなされる。

(ハ) 上記イ(ホ)のとおりGとFは類似する商品であると認められるから、本件商標の指定商品がFの部品である「G」であることをもって、完成品である「F」には、本件商標権の効力が及ばないということとはできない。

(ニ) なお、本件権利者は、平成12年の最高裁判所判決（最判平成12年2月24日刑集第54巻2号67頁）に基づき、商標が付された部品が完成品に組み込まれた後であっても、その商標が、なお部品についての商品識別機能を保持していたものと認められる場合はその部品の商標についての商標権を侵害すると主張し、当該最判を踏まえると、本件貨物はなおGについての商標としての機能（商品識別機能）を保持していたと言えるので、本件貨物は、本件商標の権利を侵害すると主張する。

当該最判の原判決（大阪高判平成8年2月13日高刑集第49巻1号29頁。以下「平成8年大阪高判」という。）においては、「一般に、商標が付された商品が、部品として完成品に組み込まれた場合、その部品に付された商標を保護する必要性がなくなるか否かは、商標法が商標権者、取引関係者及び需要者の利益を守るため商標の有する出所表示機能、自他商品識別機能等の諸機能を保護しようとしていることにかんがみると、完成品の流通過程において、当該部品に付された商標が、その部品の商標として右のような機能を保持していると認められるか否かによると解すべきであり、その判断に当たっては、商標の付された商品が部品として完成品に組み込まれた後も、その部品が元の商品としての形態ないし外観を保持して、右商標が部品の商標として認識される状態にあり、かつ、右部品及び商標が完成品の流通過程において、取引関係者や需要者に視認される可能

性があるか否かの点を勘案すべき」と判示されており、当該最判においてもこの判断が維持されている。

平成8年大阪高判では、部品に付された商標が、その部品の商標としての機能を保持しているかの判断に当たっては、「商標の付された商品が部品として完成品に組み込まれた後も、その部品が元の商品としての形態ないし外観を保っていて、右商標が部品の商標として認識される状態」にあり「右部品及び商標が完成品の流通過程において、取引関係者や需要者に視認される可能性」があることを挙げているが、「右商標が部品の商標として認識される状態」にあるか否かの判断に当たっては、「部品が元の商品としての形態ないし外観を保って」いることだけでなく、「商標の表示の態様や、部品の完成品への組込み状況、完成品において部品が果たす役割、流通過程で取引関係者が当該部品自体を着目する可能性などの諸事情を総合的に考慮」することが必要であると解されている（飯田喜信「最高裁判所判例解説刑事篇平成12年度」47頁）。

本件貨物は、本件商標と類似の商標が付された部品であるGが組み込まれた完成品であるFと解することができる場所、その組込み状況を見るに、Gとしての外観を保っており、その流通にあつては、取引関係者や需要者に視認される状態にある。

したがって、本件貨物のG部分は、当該最判に鑑みれば、本件権利者の主張のとおり、なお、Gについての商標としての機能（商品識別機能）を保持しているものと考えられ、本件貨物のG部分は、本件商標権を侵害しているものと考えられる。

ハ 商標権の濫用について

(イ) 審査請求人の主張は、本件権利者は、指定商品を「G」とする本件商標権の効力は、Fである本件貨物には及ばないことを知っていながら、審査請求人の業務を妨害する意図で、本件商標権に基づき本件申立てをD税関長に行っており、そのような商標権の行使は権利の濫用に当たるから、本件申立ての受理は無効である、というものと解される。

(ロ) 審査請求人は、本件商標権の取得経緯を根拠として、本件権利者が本件商標権の効力は「G」のみに及び「F」には及ばないと判断していたことは明らかであると主張するが、商標権の効力は、その商標が使用された商品が指定商品の類似商品と認められる場合等においては、指定商品以外の商品に及ぶのであるから、本件商標の登録に当たり「F」を指定商品とすることができなかつたことをもって、特許庁及び本件権利者が本件商標権の効力がFには及ばないと判断していたと解することはできない。

(ハ) また、本件権利者が本件商標権の効力は「G」のみに及び「F」に及ばないと判断していた事実は認められず、上記のとおり本件商標権の効力はFにも及ぶものと考えられるから、審査請求人の主張には理由がない。

(3) まとめ

以上のことから、本件貨物は、法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号に規定する商標権を侵害する物品に該当すると認められる。

第 4 結論

以上のとおり、審査請求人の主張は採用できず、また、本件処分は適法に行われたものと認められるから、本件審査請求を棄却することが相当である。